



集合してから解散するまで行事参加中の傷害事故を補償します。*心臓マヒ等の病気による事故は除きます。

- 【加入要件】
- ①代表者の方の捺印または署名
 - ②申込人数の保険料

加入人数20名以上かつ、保険料1,000円以上

■保険金額一覧表■ 傷害保険普通保険約款に行事参加者の傷害危険補償特約をセットしています。

		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
保険金額	死亡・後遺障	385万円	464万円	695万円	900万円
	入院保険金(日額)	2,000円	4,000円	4,500円	5,000円
	手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
	通院保険金(日額)	1,000円	2,000円	2,500円	3,000円

* 以下の保険料は20名以上50名未満の際の1名あたりの保険料です。 *参加者の人数により、団体割引を適用することができます。

レクリエーションの種類		タイプ	保険料
I	歩こう会、いちご狩り、芋掘り、園児の遊戯会、お花見、オリエンテーリング、栗拾い、カーリング、きのご狩り、弓道大会、ゲートボール、校庭・プール清掃、鬼ごっこ、潮干狩り、ジャズダンス、写生大会、柔軟体操、水泳、遠足(日帰り)、体カテスト、ソフトボール、太極拳、たけのご狩り、凧あげ(子供が行う通常のもの)、卓球、ダンスパーティー、海水浴、町内清掃(草刈機使用は除きます。)、釣堀での釣り、テニス(軟式・硬式)、見学会(工場・公共施設)、バス旅行(日帰り)、ドッチボール、トリム体操、梨狩り、縄跳び、バーベキュー、ハイキング、バドミントン、パレード(徒歩によるもの)、バレーボール、フォークダンス、ぶどう狩り、プラスバンド、フリスビー、ボウリング、ほたる狩り、盆踊り、マスゲーム、みかん狩り、もちつき、ヨガ、ラジオ体操、リズム体操、りんご狩り、アーチェリー、サッカー教室(試合は除きます。)、スカッシュ、エスケートニス	A	20円
		B	30円
		C	40円
		D	50円
II	ウインドサーフィン、運動会、競歩、キックベースボール、キャンプ(日帰り)、剣道、サイクリング、サイクルオリエンテーリング、駅伝、銃剣道、重量挙げ、ジョギング、体操競技、トランポリン、なぎなた、軟式野球(準硬式を含みます。)、馬術、ハンドベースボール、フットベースボール、フィールドアスレチック、ボディビル、マラソン、ポートボール、ヨット教室、陸上競技、ローラースケート、バスケットボール、フェンシング、ハンドボール、ミニバスケットボール、ラケットベースボール	A	100円
		B	150円
III	合気道、アメリカンフットボール、居合道、カヌー競漕、カッター競技、空手、硬式野球、サーフィン、祭り(みこしに参加するもの。内容により、取扱いが異なる場合があります。)、サッカー、スキー、少林寺拳法、水上スキー、相撲、柔道、ホッケー、ラグビー、レスリング、アイスホッケー	A	200円
		B	300円

* 上記に記載のないものにつきましては、裏面お問い合わせ先までお問い合わせをお願いします。

こんな事故のとき保険金をお支払いします

レクリエーションに参加中(レクリエーションに参加するために所定の集合地で責任者の管理下に入ったときから、所定の解散地で解散するまでの間)に急激かつ偶然な外来の事故によって、ケガをした場合に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金は…

①死亡保険金	ケガのために事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額。
②後遺障害保険金	ケガのために事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで、後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4～100%
③入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内のそのケガによる入院の日数に対して、入院保険金日額。
④手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガのために所定の手術を受けたとき、入院中に受けた手術の場合、入院保険金日額に10倍を乗じた額。外来で受けた手術の場合、入院保険金日額に5倍を乗じた額。
⑤通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の、そのケガによる通院の日数に対し、90日を限度として通院保険金日額。

※これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。上記①②の保険金は、合計して、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失による事故
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- ③地震・噴火これらによる津波・戦争・その他の暴動(テロ行為を除きます。)による事故
- ④原因のいかんを問わず頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑤疾病・脳疾患・心神喪失による事故

など

- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 事故にあわれたら、ただちに取扱代理店またはお近くの損保ジャパンまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 引受保険会社が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- 損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金支払いの参考とします。
- 損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取扱う商品・各種サービスの内容・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。
詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。
- ご加入の際には、保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

お申込み・お問い合わせ(取扱代理店)

マツダエース株式会社 ライフサポート本部 保険サービス部

〒735-0028 広島県安芸郡府中町新地3番1号

TEL:(082)565-6541 **広島 直通** 受付時間:10:00~18:30 mail:hoken@mazdaace.co.jp

TEL:(0835)29-3316 **防府 直通** 受付時間:9:00~18:00 mail:hofu@mazdaace.co.jp

(引受保険会社)

損害保険ジャパン株式会社

自動車開発第三部 マツダ室

〒730-8712 広島市中区紙屋町1-2-22

TEL:082-243-6513 受付時間:平日9:00~17:00

承認番号: SJ23-15763 承認日: 2024/02/27